



公共施設

公共サービス



# 特集

## なくそう! 税の滞納

### ～みんなで支える地域の社会～

福祉や健康保険といった社会保障、教育、道路整備などの公共サービスは、市民の皆さんが収める税金によって支えられています。このため、市税などの滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。そして何よりも、滞納という行為は、納期限までに納税している人たちとの公平性を欠くものです。

市では、納期限を過ぎても納付しない人に対して、法律に基づいて、督促などの催告行為を経て、滞納処分(財産の差し押さえなど)を行っています。

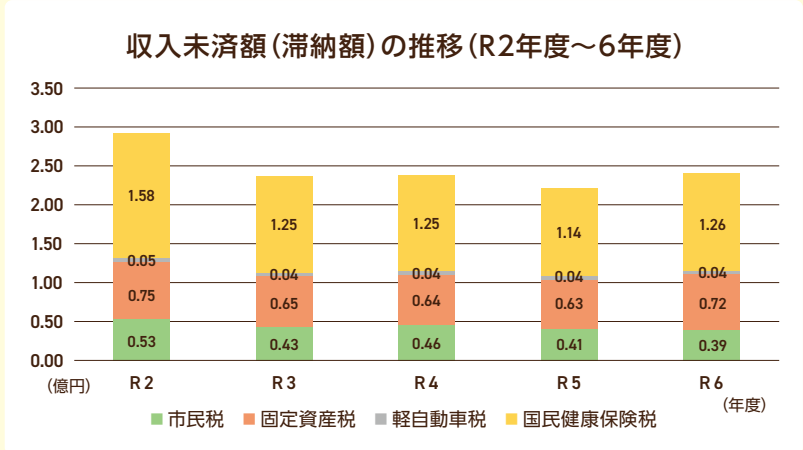
今回の特集では、市税などの滞納の解消に向けた市の取り組みを紹介するとともに、必要な手続きなどをお知らせします。

## 近年の市税などの収入未済額（滞納額）の状況



令和6年度末時点での収入未済額は、約2億4,100万円です。

内訳は、市民税が約3,900万円、固定資産税が約7,200万円、軽自動車税が約400万円、国民健康保険税が約1億2,600万円となっています。



### 解説 収入未済額

当該年度に収入すべきと決定した金額のうち、出納閉鎖日(翌年度の5月31日)までに納付されなかった額をいいます。

収入未済額は、翌年度に繰り越し、引き続き徴収を行います。

市税は様々な市民サービスを行う際の財源です。また、国民健康保険税は、医療機関を受診する際の保険給付に欠かせない重要な財源です。これらがきちんと納付されないと、財源が不足することでさまざまな市民サービスの低下を招くおそれがあります。

住民みんなで支える仕組みであるからこそ、税金などの納付は義務になっていて、徴収については、本人の同意なく財産の差し押さえができるなど法律で強い権限が与えられています。

# 納期限を過ぎたら

## 滞納処分の流れ

### 納税通知書発送



◀納税通知書・納付書

### 納期限

### 督促・催告

納期限を経過すると、20日以内に督促状を発送します。それでも納付されない場合、文書や電話などにより催告します。



◀督促状



▲催告書

### 財産調査

勤務先や金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などに対して財産調査を行います(本人の承諾は不要)。

### 差し押さえ

再三の催告にも応じず、納税相談もない場合は、財産を差し押さえます。法律では、**督促状発送から10日を過ぎると差し押さえをしなければならない**と定められています。

### 換価処分(取り立て・公売)

債権は原則、即時に取り立てます。動産・不動産については公売(売却)により換価し、滞納額に充当します。

## 財産調査

- 給与調査  
滞納者の勤務先に対し、給与の支払状況を調査します。
- 預金調査  
滞納者の預金口座と残高を調査します。
- 生命保険調査  
滞納者の契約状況などを調査します。
- 不動産調査  
滞納者が所有する不動産の登記簿などを調査し、換価価値があるかを判断します。
- 家宅搜索  
滞納者の財産所有状況が不明な場合などに、自宅などを搜索します。

## 差し押さえ

勤務先や金融機関、生命保険会社などへの調査の結果、財産が判明した場合は、差し押さえを執行します。

## 取り立て・換価・充当

- 債権(給与・預金など)  
給与や預金、生命保険などの債権を差し押さえた場合は、滞納市税に充当します。
- 動産・不動産など  
動産や不動産を差し押さえた場合は、公売会などを通じて売却し、換価した代金を滞納市税に充当します。

STOP! 滞納



- ①市税などを滞納すると、地方税法や国税徴収法に基づき、すべての財産に対して調査権限が発生します。調査を受ける事業所や金融機関などは、調査依頼があった場合には協力しなければなりません。なお、この調査は個人情報保護法には抵触しません。
- ②市が行う財産調査や差し押さえ、換価などの手続きは、法律で自治体に認められた権限であり、裁判所の令状は不要です。また、調査や差し押さえについて、市からの事前連絡も必要ありません。

## 滞納処分とは

滞納処分とは、納期限から一定の期間が過ぎても、市税などが納付されない場合に、滞納者の意思に関わりなく財産を差し押さえ、換価・充当することをいいます。これは、期限内に納付した人との公平性を確保するためです。

差し押さえは、納付可能な経済状況にありながら納めない人や、納税相談に応じない人など、納税への誠意が見られない滞納者に対して執行します。

滞納処分を受けると、経済的な不利益や、社会的信用を失うことにもなりかねません。

### ＝ 滞納処分の対象となる財産 ＝

- 債 権 … 預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料など
- 不動産 … 土地、家屋など
- 動 産 … 自動車、バイク、テレビ、家財など

## Q&A



**質問1** 納税者本人の同意のない財産の差し押さえは、違法ではないのですか？

**回答1**

法律では『督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない』（地方税法第331条など）と規定しています。このことから、差し押さえは、事前連絡や納税者の同意を必要としない、正当な行政処分となります。

**質問2** 納税者本人の同意を得ず金融機関などへ財産調査を行うことは、個人情報保護法に違反しないのですか？

**回答2**

税金などを滞納した場合、国税徴収法に基づき、すべての財産に対する調査が可能となります。法令に基づく調査のため、勤務先や金融機関などの関係機関は、執行機関である自治体の調査に協力しなければなりません。以上のことから、これらの財産調査は個人情報保護法には抵触しない、正当な財産調査となります。



**質問3** 市役所の職員は、税務署職員のような財産の差し押さえを行う権限を持っているのですか？

**回答3**

市役所にて徴税事務を行う職員は、地方税法の規定により、税の賦課徴収に係る検査及び調査又は延滞金の徴収等について市長の職務権限を委任された徴税吏員となります。徴税吏員の職務となる滞納処分の手続きは、国税徴収法に規定されていますが、地方税法をはじめとする公租公課の徴収に関する法令にも準用されていますので、滞納処分は『国税徴収法に規定する滞納処分の例による』ことになり、税務署職員と同様に法令に基づく滞納処分を自らの判断で執行できる権限を持っています。



## 税金の納付は 納期限内に



税金は、さまざまな市民サービスを支える大切な財源です。毎年、市が各種事業を行うためには、市民の皆さんに、定められた納期限内に税金を納めてもらわなければなりません。

定められた納期限を過ぎても納付されない場合は『滞納』となり、滞納状態が続いた場合、法に基づき滞納処分を行うこととなります。

滞納が累積していくと、早期の解消が難しくなります。そのため、市は『早期着手』を念頭に滞納整理に取り組んでいて、たとえ滞納額が少なくても滞納処分を行っています。

納付状況を確認のうえ、期限内の納付をお願いします。

# 納期限内の 納付が困難な場合は、 まず相談を



期限内の納付が難しい場合は、まず相談してください。

市は、納付が困難な人と一緒になって、滞納を解消する方法を探っていきます。

## 納税相談



失業や病気、災害、事業での損失など、納付が困難な理由は人それぞれ違います。やむを得ない事情で期限内に納付が難しい場合は、早めに収納管理課に相談してください。

滞納となった税金は、一括納付が原則ですが、生活状況などを聞き取ったうえで、分割納付などができる場合があります。

仕事などで平日の日中に市役所に来れない人を対象に、毎週火曜日（祝祭日を除く）は、納税相談の受付時間を延長していますので利用してください。

納税相談時間

月曜日・水曜日～金曜日 8:30～17:15  
火曜日 8:30～19:00

## 生活改善相談

市では、滞納の原因を根本的に解決し、生活再建を支援する目的で、ファイナンシャルプランナーによる家計相談を受け付けています。借金などで家計が苦しく、生活に困っている人に対して、家計改善に向けた提案を行います。お金のプロが徹底して話を聞きますので、まずは相談してください。



伊万里市税

口座  
振替

推進キャンペーン!

抽選で **100名様** に **QUOカード**  
(1,000円分) を **プレゼント!**

市税のキャッシュレス納付ができます

## ★ 知っておきたい情報 ★

市税などの納付方法は便利になっています

金融機関の窓口だけでなく、コンビニエンスストアの窓口のほか、スマートフォン決済アプリやクレジットカードなどを使って時間や場所を選ばず納めることができます。



令和8年度は、QUOカードが当たる口座振替推進キャンペーンを実施中です。この機会に納付忘れのない安心・便利・確実な口座振替の利用を検討してください。

# 課税に関する注意事項

税金は、それぞれの種類ごとに課税のルールがあります。中には手続きが必要なこともありますので、きちんと確認するようにしましょう。特に以下の市税については、適切に手続きがされず放置される事案がたびたび見受けられます。このような場合であっても、滞納となった際には滞納処分の対象となります。

## 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日時点で軽自動車などの車両を所有している場合に課税されます。

軽自動車などを廃車・譲渡した場合、または引越しをされた場合は必ず次のところへ届け出てください。

- ① 原動機付自転車(125cc以下のもの)、小型特殊自動車 …… 税務課市民税係 (☎ 0955-23-2148)
- ② 三輪・四輪の軽自動車(660cc以下のもの) …… 軽自動車検査協会佐賀事務所 (☎ 050-3816-1754)
- ③ 二輪の軽・小型自動車(125ccを超えるもの) …… 佐賀運輸支局 (☎ 050-5540-2082)

**注意!** 廃車・譲渡により手放していても、手続きの完了が確認されないと継続して課税されます。

## 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日時点で土地、家屋、償却資産(これらを総称して固定資産といいます。)を所有している場合に課税されます。

土地や家屋の売却、家屋の取り壊し、所有者の死亡など、所有内容の変更がある場合には、必ず法務局で必要な登記をしてください。未登記の家屋の場合は、市税務課で手続きをしてください。

**注意!** 所有者死亡による相続登記がされない場合は、相続人を調査して課税することになります。調査には時間を要するため、その間に累積した未納額を一括して請求する場合があります。

## ワンポイント 国民健康保険の加入・喪失の手続きは確実に

### 国民健康保険について

日本の健康保険の制度は、国民皆保険制度を適用しています。これは全ての国民が公的医療保険に加入することとされている制度です。

公的医療保険とは、加入者や家族が医療を受ける際に、その一部を公的機関などが負担する制度です。公的医療保険には国民健康保険や職場の健康保険(社会保険)などがあります。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入することとなっています。

税務課では、国民健康保険税の税額の算定根拠などの説明を行っています。国民健康保険税に関する疑問や気になることがありましたら、気軽に相談してください。

**国保に加入するとき・やめるとき  
届け出は必ず14日以内にしてください**



正しい税額を  
計算できなくなりますので、  
確実に手続きをお願いします。

### 国保に加入するとき

- ほかの市町村から転入してきたとき(職場の健康保険に加入していない場合)
- 職場の健康保険をやめたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

**加入が遅れると…**

- 保険資格がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。
- 加入資格を得た時点までさかのぼって保険税を納めることになります(遡及賦課)。

### 国保をやめる(喪失する)とき

- ほかの市町村に転出するとき
- 職場の健康保険に加入したとき
- 生活保護を受け始めたとき
- 後期高齢者医療制度の対象となったとき(75歳になって対象となるときは届け出不要)

**やめる届け出が遅れると…**

- ほかの健康保険に加入したのに、国保をやめる届け出をしないと、国保税とほかの健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。